

## 教育研究上の目的(学部学科)

	医学部医学科	医学部保健衛生学科	歯学部歯学科	歯学部口腔保健学科
趣旨	この要項は、東京医科歯科大学学則(平成16年規程4号)第1条第2項の規定に基づき、医学部医学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。	この要項は、東京医科歯科大学学則(平成16年規程4号)第1条第2項の規定に基づき、医学部保健衛生学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。	この要項は、東京医科歯科大学学則(平成16年規程4号)第1条第2項の規定に基づき、歯学部歯学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。	この要項は、東京医科歯科大学学則(平成16年規程4号)第1条第2項の規定に基づき、歯学部口腔保健学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。
教育研究上の目的	<p>医学部医学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>未来の医学・医療に求められる知的基盤の充実、判断力の向上および人間性の錬磨を図るとともに、地域および国際社会に貢献する指導的人材を育成する。</p>	<p>医学部保健衛生学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>豊かな教養と高い倫理観に裏付けられた医療人としての感性を有し、自ら学び研究し、創意工夫することができる人間の形成を目指す。その視点に立ち看護学、検査技術学の2つの領域において、それぞれの専門的領域の知識、技術を教授することにとどまらず、学際的視野に立ち自ら問題を提起し、これを解決する能力を備えた医療人を養成する。</p>	<p>歯学部歯学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>豊かな人間性を有し、使命感をもって全人的な歯科医療を実践し、国民の健康の維持・増進に寄与するとともに、国際的視野から歯科医学・歯科医療の向上に貢献できる指導者を育成する。</p>	<p>歯学部口腔保健学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>温かく豊かな人間性を有し、口腔保健・福祉の立場から、人々の健康で幸せな生活の実現のため、専門的知識および技術をもって広く社会貢献し、指導的役割を果たすことのできる人材を育成する。</p>